

令和3年度 十勝西部森林管理署公共工事契約状況

令和 3 年 10 月 6 日

分任支出負擔行為担当官

十勝西部森林管理署長 佐藤 泰弘

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工 事 概 要	入札方法
泉浜地区外治山工事		広尾郡広尾町字音調津 十勝西部森林管理署 1144林班外		治山工事	山腹工 0.31ha	一般競争入札
予定価格（税抜き）	調査基準価格（税抜き）	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
57,869,000 円	51,226,420 円	令和 3 年 1 0 月 5 日	高堂建設株式会社 帯広市東 1 条南16丁目15番地			
契約金額（税抜き）	工事着手の時期	工事完成の時期				
56,700,000 円	令和 3 年 1 0 月	令和 4 年 3 月				

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額別紙「入札執行調書」（別添2）のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり
- 予決令91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・ 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準別紙「入札公告」のとおり
 - ・ 落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合（令和4年3月24日追加記入）
 - ・ 変更契約年月日 令和4年3月4日
 - ・ 変更後の契約金額（税抜き） 66,070,000 円
 - ・ 変更の理由 現地精査の結果、施工に際し必要な工種の追加や起工測量及び実施結果に基づき、数量の変更が生じ検討した結果、変更が妥当と認められたので変更契約を行った。
 - ・ 変更後の工事完成の時期 令和4年3月
- 成績評定の結果（令和4年3月24日追加記入）
 - ・ 評定点 83 点

入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和3年8月31日

分任支出負担行為担当官

十勝西部森林管理署長

佐藤 泰弘

1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、週休2日の試行工事(発注者指定方式)である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用の試行工事である。

(1) 工事名 泉浜地区外治山工事(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 広尾郡広尾町 十勝西部森林管理署 1144 林班外

1. 泉浜地区 (1144 林班)

2. フンベ地区 (1145 林班)

(3) 工事内容 落石防護網工 0.31ha(泉浜地区 0.19ha、フンベ地区 0.12ha)

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年3月11日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、技術提案(簡易な施工計画)の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易型(省略))により行う。

(6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和3年10月31日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理すること

ができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 3・4 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、A 等級又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工事は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2 現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 15 年間に、(4)に掲げる工事の経験を有

する者であること。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- ①提出期間：令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 9 月 14（火）日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の 9 時から 17 時まで。ただし最終日は 15 時までとする。
また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。
 - ②場 所：〒080-0809 帯広市東 9 条南 14 丁目 2 番地 2
十勝西部森林管理署 総務グループ（担当：事務管理官（経理））
電話：0155-24-6118

③そ の 他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

② 上記 2 の(6)の資料で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。

③ 上記 3 の(1)の資料、下記 6 の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

④ 得られた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 施工能力等

① 企業の施工実績

② 配置予定技術者の能力

③ 企業の安全管理状況

イ 信頼性・社会性

① 地域精通度

② 地域貢献度

ウ 施工体制の確保に関する事項

※ア及びイの 2 項目で最大 30 点、ウで最大 30 点の施工体制評価点とする。

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び申請書、資料をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-0809 帯広市東 9 条南 14 丁目 2 番地 2

十勝西部森林管理署 総務グループ（担当：事務管理官（経理））

電話：0155-24-6118

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和3年8月31日から令和3年10月1日まで（休日を除く。）の9時から17時まで。（12時から13時までを除く。）。

②場 所：〒080-0809 帯広市東9条南14丁目2番地2
十勝西部森林管理署 総務グループ（担当：事務管理官（経理））
電話：0155-24-6118

③そ の 他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和3年 9月29日（水） 9時00分

入札締切日時 令和3年10月 4日（月）10時00分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和3年10月4日 10時00分に十勝西部森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和3年10月4日 10時00分 十勝西部森林管理署において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁十勝西部森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に
おいて上記 2 に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等によ
り配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。な
お、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技
術者等の変更は認められない。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 の(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の(2)により申請書及び
資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受
け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 申請書及び資料の内容のヒアリング
申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要
が生じた場合は別途通知する。
- (10) 本案件は、申請書及び資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細につい
ては、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」
（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。
- (11) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19
年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを
受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第
9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調
査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において関
覧及びホームページにより公表する。
- (不当な働きかけ)
- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
 - ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
 - ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
 - ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関す
る情報聴取
 - ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
 - ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
 - ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
 - ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情
報聴取
- (12) 施工体制を評価するために、申請書および資料の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関する
ヒアリングを実施するとともに、申請書および資料とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>）をご覧ください。

(別添 1)

競争参加資格確認結果通知書

1. 工 事 名： 泉浜地区外治山工事
2. 所 属 管 理 署： 十勝西部森林管理署
3. 入 札 公 告 日： 令和 3 年 8 月 31 日
4. 競争参加資格確認結果通知期限： 令和 3 年 9 月 17 日

[illegible]

(別添2)

入札執行調書（省略型総合評価落札方式）

[illegible]

入札執行月日

令和 3 年 1 0 月 4 日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

執行官 農林水産 技官 佐藤 泰弘

立会職員 農林水産 技官 高橋 秀明

確認職員 農林水産 技官 高橋 秀明

(別添3)

令和 3 年度

積 算 内 訳 書

大分類流域 広尾地区

支流域 音調津地区

工 事 名 泉浜地区外治山工事

施 工 地 北海道 広尾郡 広尾町
十勝西部森林管理署 国有林1144林班外

森林管理局	北海道森林管理局
森林管理署	十勝西部森林管理署
事務所名等	本署

本工事費内訳表

工事名 泉浜地区外治山工事

十勝西部森林管理署

[illegible]

明 細 表

1	落石防護網工(泉浜地区)	泉浜地区					
コードNo	(構造) 0.19ha	(森林管理署名) 十勝西部森林管理署	(事務所名) 本署	メインブロック 十勝(豪) 5		サブブロック 十勝管理署(広尾) 90	
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
70	[施 工 面 積]		0.19	ha	0	0	
5126	金網・ロープ等設置(45mまで)	菱形金網 φ3.2*50*50mm	3,030.00	m2	2,677	8,111,310	
3711	合成樹脂被覆ひし形金網	線径3.2×網目50mm E-GH4	3,030.00	m2	1,320	3,999,600	
1318	ワイヤーロープ	φ12	2,370.00	m	225	533,250	
1325	ワイヤークリップ	φ12用	528.00	個	280	147,840	
1321	クロスクリップ	φ12～14用	328.00	個	520	170,560	
7001	メインアンカー設置	T型アンカー(垂鉛メッキ) φ150mm×1,100mm 土中用	16.00	本	11,381	182,096	
7002	ピンアンカー設置	ピンアンカー(垂鉛メッキ) φ25mm×1,000mm 土中用	37.00	本	3,372	124,764	
1328	結合コイル	φ3.2×50×300mm	2,248.00	個	185	415,880	
7004	繊維網設置	ポリエチレン繊維ネット 景観色	450.00	m ²	1,723	775,350	
5116	簡易ケーブルクレーン設置・撤去費	1.0t吊 9.2kw	1.00	基	1,128,319	1,128,319	
7006	仮設落石防護柵工(鋼製)	H形鋼(H125) H=4.0m 金網付 設置・撤去	43.00	m	14,967	643,581	
7007	仮設落石防護柵賃料及び材料	H形鋼(125) H=4.0 共用日数70日	43.00	m	22,132	951,676	
7008	仮設防護柵工(B型)	山B H=2.0m L=6.0m/組 丸パイプφ48.6mm 防護網φ1.8～2.0 防護シート	5.00	組	72,071	360,355	
5040	敷鉄板設置・撤去	敷鉄板整備費含む	45.00	m2	476	21,420	
7010	敷鉄板賃料(泉浜地区)	1.5m×6.0m t=22mm 供用日数60日 整備料含む	5.00	枚	7,740	38,700	
頁 計						17,604,701	
計							
割出単価							
(備考)							

明 細 表

1	落石防護網工(泉浜地区)	泉浜地区					
コートNo	(構造) 0.19ha	(森林管理署名) 十勝西部森林管理署	(事務所名) 本署	メインブロック 十勝(豪) 5		サブブロック 十西管理署(広 尾) 90	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5009	仮設昇降階段設置・撤去	山林砂防工	70.00	m	23,160	1,621,200	
5010	仮設昇降階段資材賃料		4,900.00	m・供用日	17	83,300	
5011	仮設昇降階段資材賃料(基本料)	初回時	70.00	m	664	46,480	
7015	交通誘導員	昼間勤務(A) 1人/日	5.00	日	15,790	78,950	
頁 計						1,829,930	
計						[19434631] 19,434,000	
割出単価						102,284,210	
(備考)	金額計の内 労務費(運転手・助手外) 労務補正率(3%) 週休2日補正係数(1.05)					12,362,125	
	金額計の内 労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)					70,261	
	金額計の内 形成材料					5,999,724	
	金額計の内 機械賃料 週休2日補正係数(1.04)					1,575	

明 細 表

2	落石防護網工(フンベ地区)	フンベ地区					
コードNo	(構造) 0.12ha	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		十勝西部森林管理署	本署	十勝(豪)	5	十西管理署(広尾)	90
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
70	[施 工 面 積]		0.12	ha	0	0	
5126	金網・ロープ等設置(45mまで)	菱形金網φ3.2×50×50mm	1,936.00	m2	2,677	5,182,672	
3711	合成樹脂被覆ひし形金網	線径3.2×網目50mm E-GH4	1,936.00	m2	1,320	2,555,520	
1318	ワイヤーロープ	φ12	1,200.00	m	225	270,000	
1325	ワイヤークリップ	φ12用	192.00	個	280	53,760	
1317	ワイヤーロープ	φ14	244.00	m	275	67,100	
1324	ワイヤークリップ	φ14用	72.00	個	300	21,600	
1321	クロスクリップ	φ12～14用	193.00	個	520	100,360	
7003	メインアンカー設置	T型アンカー(亜鉛メッキ) φ100mm×1,100mm 土中用	10.00	本	10,701	107,010	
7002	ピンアンカー設置	ピンアンカー(亜鉛メッキ) φ25mm×1,000mm 土中用	24.00	本	3,372	80,928	
1328	結合コイル	φ3.2×50×300mm	1,390.00	個	185	257,150	
5116	簡易ケーブルクレーン設置・撤去費	1.0t吊 9.2kw	1.00	基	1,128,319	1,128,319	
7009	仮設防護柵工(A型)	山B H=4.0m L=6.0m/組 丸パイプφ48.6mm 防護網φ1.8～2.0 防護シート	6.00	組	144,142	864,852	
5040	敷鉄板設置・撤去	敷鉄板整備費含む	72.00	m2	476	34,272	
7011	敷鉄板賃料(フンベ地区)	1.5m×6.0m t=22mm 供用日数5日 整備料含む	8.00	枚	1,745	13,960	
7015	交通誘導員	昼間勤務(A) 1人/日	5.00	日	15,790	78,950	
頁 計 計						10,816,453	
割出単価							
(備考)							

明 細 表

2	落石防護網工(フンベ地区)	フンベ地区					
コードNo	(構造) 0.12ha	(森林管理署名) 十勝西部森林管理署	(事務所名) 本署	メインブロック 十勝(豪) 5		サブブロック 十西管理署(広 尾) 90	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8002	機械積込(ルーズ)	施工パッケージ単価計算参照	44.00	m3	968	42,592	
8003	人力積込	施工パッケージ単価計算参照	10.00	m3	2,620	26,200	
8001	土砂等運搬(フンベ地区)	施工パッケージ単価計算参照	54.00	m3	1,905	102,870	
7014	運搬土堆積	ルーズ積込 制限なし B山腹工 BH=山0.8 礫質土 障害なし	54.00	m³	457	24,678	
頁 計						196,340	
計						11,012,000	
[11012793]						91,766,666	
割出単価							
(備考)	金額計の内 労務費(運転手・助手外) 労務補正率(3%) 週休2日補正係数(1.05)					7,152,506	
	金額計の内 労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)					95,346	
	金額計の内 形成材料					3,440,520	
	金額計の内 機械賃料 週休2日補正係数(1.04)					2,520	

1# 泉浜地区

明 細 表

3	間接工事費 共通仮設費	支給品費・無償貸付機械評価額		処分費等・飛行経費		鋼桁、門扉工場原価・別途製作する欄隠柱	
(構造)	T 直接工事費(+)	19,434,000	o 適用諸経费率			1 治山地すべり工事	
	A 積上仮設費等(+)	0	a 原定率共通仮設费率(%)		11.48		
	S 対象額算定組込経費(+)		b 施工地域補正係数		1.0		
	H 対象額算定除外経費(-)		c 週休2日補正係数		1.04		
	P 定率仮設費算定対象額	19,434,000	d 採用仮設费率 $a * b * c$		11.94		
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	小計 (A積み上げ仮設費)		0			0	
7012	仮設材運搬費(H形鋼)	仮設落石防護柵 製品長12.0m以内 運搬距離80km迄	3.50	t	14,726	51,541	
7013	仮設材運搬費(敷鉄板)	1.5×6.0m 製品長12.0m以内 運搬距離10km迄	8.00	t	10,502	84,016	
7017	伐倒費(広葉樹32下)	資材廻0.2m ³ /本迄 ha材積10m ³ 迄 枝払い無し	2.00	m ³	1,227	2,454	
7018	伐倒費(針葉樹32下)	資材廻0.4m ³ /本迄 ha材積10m ³ 迄 枝払い無し	2.00	m ³	1,303	2,606	
7021	木寄せ	トラクタ6～11t未満 資材廻0.2m ³ /本 集材距離100m迄	4.00	m ³	4,017	16,068	
	定率現場環境改善費	$(T + S) * 1.37 \%$	1.00	式		266,000	
	小計 (B積み上げ仮設費)		422685			422,000	
	定率共通仮設費	$P * 11.94 \%$	1.00	式		2,320,000	
	計					2,742,000	
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額				3 %割増	14,000	

2# フンベ地区

4	間接工事費 共通仮設費	支給品費・無償貸付機械評価額		処分費等・飛行経費		鋼桁、門脚工場原価・別途製作する構造物	
(構造)	T 直接工事費(+)	11,012,000	o 適用諸経费率			1 治山地すべり工事	
	A 積上仮設費等(+)	0	a 原定率共通仮設费率(%)			13.15	
	S 対象額算定組込経費(+)		b 施工地域補正係数			1.0	
	H 対象額算定除外経費(-)		c 週休2日補正係数			1.04	
	P 定率仮設費算定対象額	11,012,000	d 採用仮設费率 a * b * c			13.68	
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	小計 (A積み上げ仮設費)		0			0	
7013	仮設材運搬費(敷鉄板)	1.5×6.0m 製品長12.0m以内 運搬距離10km迄	12.80	t	10,502	134,425	
	定率現場環境改善費	(T + S) * 1.53 %	1.00	式		168,000	
	小計 (B積み上げ仮設費)		302425			302,000	
	定率共通仮設費	P * 13.68 %	1.00	式		1,506,000	
	計					1,808,000	
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額			3 %割増		0	